

# 令和7年度 第1回湯河原町新庁舎整備検討委員会 会議録

日時：令和7年9月3日（水）

午後3時30分～午後4時45分

場所：役場第1庁舎3階議会協議会室

〔出席者〕

新庁舎整備検討委員会委員	梶田佳孝、鈴木研一、杉山修、高橋則吉、布施谷日出一、川口勝文、深澤里奈子、二見朋香、秋山秀明、佐藤さやか、室伏学、石田浩二
町（事務局）	二見参事兼総務課長、北村係長、棚田主事

〔内 容〕

## 1 開 会

皆様こんにちは。

定刻前ですが、出席を予定されている皆様お揃いですので、ただいまから「令和7年度第1回湯河原町新庁舎整備検討委員会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は基本構想の策定に向けたプロポーザルを実施するため、皆様にご審議をいただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、委員長にご挨拶をお願いいたします。

## 2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。

本日は新庁舎に向けて色々な構想を作る業務委託ということでございますので、これに沿って業者を決めていくということになるかと思っておりますので、是非色々な角度からご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

## 3 議題

【委員長】

それでは引続き進行をさせていただきますので皆さまよろしくお願いいたします。

まずはご覧のとおり、委員12名のうち、過半数以上が出席されていることから、要綱第6条第2項の規定により、委員会が成立していることをご報告させていただきます。

(1) 審議事項 ア新庁舎整備基本構想策定業務委託について

a プロポーザルについて

【事務局】 資料No.1 に基づき説明。

【委員長】

説明が終わりました。「a プロポーザルについて」につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

【委員】

3 参加資格について、「都市計画及び地方計画」に登録している業者の数と参加資格を満たす業者は想定何社なのか。

【事務局】

一つ目の「都市計画及び地方計画」に登録している業者に関しましては、正確な数字は掴んでないのですが 100 社以上は登録している事業社があるというところがございます。

二つ目の想定業者数につきましては、実際に手を挙げていただかないと不明慮な点がございますので、今お答えできるものではございません。

【委員長】

地域の縛りをしないということでしょうか。

【事務局】

幅広く業者を選考したいというところで地域的な縛りは設けておりません。

【委員長】

同種業務及び類似業務の実績は過去5年間で何とかいけそうですか。

【事務局】

ここを狭くすると業者数も減ってしまい、長くしても現状の仕組みと違うこともあるため、5年で設定させていただいております。

【委員】

プロポーザルの選定業者は、建設業者とはまた別の話ですかね。

【委員長】

建設業者とは別の話ですね。

【委員】

2 業務概要 (3) 予算額の算出方法について。

【事務局】

都市計画及び地方計画に登録のある業者から参考見積をいただき、町の方で精査して予算計上をしています。

【委員長】

令和7年度は3か月程ありますが、そのあたりの差がどうなってくるか。

**【事務局】**

年割額は変わってくるかと思います。執行状況や業者の取り組み方によって変わってきますので、割振りは流動的になります。

**【委員長】**

人件費の高騰が考えられそうですね。

**【事務局】**

そうですね。考えられるとすれば人件費の高騰が大きな要因になります。高騰がなければ問題なく執行できるかと思います。

**【委員】**

プロポーザル方式により業者が選定されて、提出された案についての会議等は開かれるのか。

**【事務局】**

進捗状況に応じてこの委員会にお示ししていきたいと考えております。

**【委員】**

参加資格の登録されている業者が100社程度とのことですが、ここから絞り込まれていくということでしょうか。

**【事務局】**

公募型になりますので、町が業者選定するわけではなく希望制になります。1社しか手が挙がってこなければ、1社だけが審査対象になります。

**【委員】**

万が一0だった場合は。

**【事務局】**

(1)から(8)につきましては入札に参加するにあたっての一般的事項として記載させていただいております。(9)から(11)は本業務に必要な部分で町独自に示させていただいております。やはり公的資格を持っていなければ、業務を適正に行えないと判断していますので縛りをかけさせていただいております。後は実績の有無が大きな別れになってくるかと思います。

**【委員】**

参加資格(9)の「公的資格を有すること」と違和感があるため、「認証を受けていること」の方が正しいような気がします。

**【事務局】**

文章を代えさせていただきます。

**【委員長】**

はい。ありがとうございます。皆さんよろしいでしょうか。それではこのスケジュールに沿って進めていきたいと思っております。

(1) 審議事項 ア新庁舎整備基本構想策定業務委託について

b 仕様書について

【事務局】

…資料No.2に基づき説明。

【委員長】

説明が終わりました。「b 仕様書について」につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

【委員】

民間施設複合化の可能性について、湯河原町には室内で子供達が遊べる施設がなく悩むことが多いので、町の中心にそのような複合施設があれば親も子供も楽しめますし、より活性化に繋がるのではないかと。

【事務局】

仕様書に具体的に明記すると固執される可能性があるため、仕様書上は幅広く設定をさせていただいております。本日いただいたご意見につきましては、業者選定後に打合せの中で提案させていただきたいと思っております。

【委員】

1 総則(1)業務目的の中で「60年近く経過」とありますが、60年以上経っているのではないかと。

【事務局】

訂正させていただきます。

【委員】

2 業務内容(15)打合せ協議につきまして、定期的に進捗確認と内容確認の摺合せを行いながら進めていくことが重要だと考えていまして、10回程度の見込みでは少ないのではないかと、毎月でも良いのではないかと。併せて様々な内容をどのタイミングで知りたいのかを、予めこちらから提示した方が良いと思っております。

【事務局】

打合せ協議につきましては、毎月に変えさせていただきます。定期的な打合せは、定例会のような形にさせていただき、現状の進捗状況を確認しながら委員会に諮り、いただいたご意見を定例会にフィードバックを繰り返させていただければと思っております。

【委員長】

今後は委員会の資料も選定業者が作成するのですか。

【事務局】

基本構想の進捗なので、選定業者が作成した資料が出てきます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。変更点は打合せ協議回数のみで後は大丈夫でしょうか。それでは続きまして評価基準について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(1) 審議事項 ア新庁舎整備基本構想策定業務委託について

ｃ 評価基準について

【事務局】

…資料No.3-1・3-2に基づき説明。

【委員長】

はい。ありがとうございます。全体で配点 200 点満点ということで配分も含めて何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

【委員長】

特に No. 2、3 が重要ですかね。評価記入欄に A B C D E を委員が入れていくという意味ですね。

【事務局】

そうです。その後採点のところに点数が反映されます。

【委員長】

実績の採点基準は 3 件以上ということでしょうか。

【事務局】

3 件まで提出可能としています。

【委員長】

No. 2 (13) その他につきまして、中々出にくいとかある程度決まっていると、それしか返ってこないような気がして、その他何か提案があるかなど項目を書きおいた方が良いのかなという気もします。

【事務局】

業者に公表する基準表は資料 No. 3-1 になります。資料 No. 3-2 につきましては審査をする委員に採点基準の着眼点などを明確にするため見てもらうもので、公表すると採点基準に沿って作成する可能性があるため公表はしません。委員長がおっしゃるように、仕様書の記載にない提案があるかないかという形でお示しをさせていただくということによろしいですか。

【委員長】

そうですね。それ以外何かあればと書いておくと、それぞれの業者が独自の案や機能を提案してくるのではないかと。

【事務局】

そうすると、(13) その他に「評価する提案がされているか」、「業者独自の提案がされているか」を追加させていただきます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。基本的には提案書のところが約半分以上ですよ。

【事務局】

割合的には 80% になります。

【委員】

仕様書の（４）貸与資料とは具体的にどのような資料を提示する予定なのか。

【事務局】

町側から資料を提供するのではなく、業者から必要な資料の提案に応じて尚且つ町側が持っている資料であれば提供を行うものです。

【委員】

町側で持っているアンケートや資料もあえて業者に渡すことはしないということですか。

【事務局】

求められない限りは。ですが、今まで庁舎のことでやってきたものについては提供します。後は定例会や委員会でこちら側が必要だと気付いた資料についても提供していく形です。

【委員長】

提案書を作成する際も何か貸すとか。

【事務局】

それは考えてないです。

【委員長】

そこは業者側で調べて必要なものを見ると。

【事務局】

令和４年にやった結果や、アンケート結果はホームページで公表しております。

【委員】

価格評価は同じような内容、提案された際の次の評価ポイントにして中に入れない方が良いのではないか。

【事務局】

一般的には入れるもので、プロポーザルにおいても提案・技術力の競争にはなりますが、その中でも同じような提案だとより安価なところをお願いしたいところがありますので、価格評価は入れさせていただきたいところです。

【委員長】

多分良いものを書けばお金がかかる可能性もあるのでその辺りのチェックが必要になるのかなと。

【委員長】

はい。ありがとうございます。他になればこの基準表に沿って評価をして業者を決定するという進めさせていただきます。

#### 4 その他

**【委員長】**

その他ですが、委員の皆さま何かございますでしょうか。

**【委員】**

特になし

**【委員長】**

事務局の方から何かございますでしょうか。

**【事務局】**

前回の委員会で、当委員会の会議資料、議事録を公表させていただきご了承をいただいているところでございますが、本日お示しさせていただいた資料 No. 3-2 につきましては、審査基準の詳細が記載されていて業者に提供できない資料となりますので、こちらについては非公開という形の処理をさせていただきます。次回の委員会の開催につきまして、12月上旬頃に業者が決まっておりますのでそれ以降になります。具体的な日にはお示しができませんので、年明け頃には第2回目という形で業者が選考されてどのような形で進めていくか、お話をさせていただければと思いますが、もし委員の皆様にお集まりいただく必要がないものであれば、書面会議等でお示しさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

#### 5 閉会

**【委員長】**

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回湯河原町新庁舎整備検討委員会を閉会いたします。本日は様々なご意見どうもありがとうございました。

以上